日本政治法律学会第７回研究大会
2021 年 5 月 15 日＠高崎経済大学＆オンライン

ストーキング被害者の自殺への追い込みの刑事責任

四條 北斗（大阪経済大学）

1.　はじめに

■　本報告の関心

ストーキング被害者が精神障害を発症し、それが原因となって自殺に追い込まれた場合の刑事責任

○　ストーカー行為の結果ないし影響の刑法上捕捉すべき射程

○　人の精神ないし心の健康に関する刑法的保護

■　日本の状況

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」）には処罰規定なし

■　ドイツの状況

○　ドイツ刑法典 238 条に処罰規定あり[1]

---

[1] なお、238 条は 2017 年に改正されているが、本報告で紹介する BGHSt62, 49 は旧規定が適用された事例である。本報告では新・旧規定の区別をする必要がない文脈では、新・旧の別を付さない。

◆ドイツ刑法典・旧 238 条

第１項　次の各号のいずれかに掲げる行為を執拗に行うことによって、人に権限なくつきまとい、それにより相手方の生活形成に重大な侵害を及ぼした者は、3 年以下の自由刑または罰金に処する。

①　相手方に空間的に接近する

②　遠距離通信手段やその他の通信手段を用いて、または第三者を通じて相手方に連絡を試みる

③　相手方の個人情報を濫用して、その者のために商品やサービスの提供の注文をし、または第三者に相手方と接触させる

④　相手方を、本人またはその近しい者の生命、身体の完全性、健康もしくは自由に害を加える旨告知して脅迫する

⑤　その他相当する行為を行う

第２項　行為者が、その行為によって、被害者、その親族、またはその他の被害者の近しい者に対し、死の危険または重大な健康侵害の危険を生じさせた場合は、3 月以上 5 年以下の自由刑に処する。

第 3 項　行為者が、その行為によって、被害者、その親族、またはその他の被害者の近しい者を死亡させた場合は、1 年以上 10 年以下の自由刑に処する。

第４項　第１項の場合においては、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、刑事訴追機関が、刑事訴追に特別な公的利益があることを理由に、職務上介入を必要と判断した場合は、この限りでない。

◆ドイツ刑法典・新 238 条（2017 年改正）

第１項　次の各号のいずれかに掲げる行為を執拗に行うことによって、人に、その者の生活形成に重大な侵害を及ぼす方法で、権限なくつきまとった者は、3 年以下の自由刑または罰金に処する。

保護法益：私的な生活形成に関する行為および決定の自由

- 1 項：基本犯（つきまとい罪）
- 3 項：結果的加重犯（つきまとい致死罪）

※　2017 年に 238 条 3 項に関する初めての連邦通常裁判所の判例（BGHSt 62, 49）

2.　連邦通常裁判所 2017 年 2 月 15 日決定（BGHSt 62, 49）の概要

2.1.　事実の概要

2014 年の晩夏、被告人 A と被害者 B は交際を始めた。翌年 2 月 23 日、B が A との電話中にうっかり以前の交際相手の名前で呼びかけてしまったことをきっかけに、A は B の浮気を非難し、即座に交際を解消した。それ以降、A は B に侮辱や殺害の脅迫を内容とする無数のメッセージを送信し、B の自宅や職場でたびたび接触を試み、B やその両親および友人にも何度も電話をかけ、彼らの車のタイヤをパンクさせ、さらに、B の勤務先に彼女に関する侮辱や卑猥な内容を含むメールを送信した。A はこれらの行為を 3 月 5 日に止めた。A の目的は交際の継続にはなく、むしろ B を侮辱し、恐怖に陥れ、精神的に攻撃することにあった。

この結果、B は就業や一人暮らしが困難になり、両親のもとで過ごすようになったが、不眠やうつ病の症状に苛まれていた。B は、すでに 2 月 24 日からうつ病性障害を発症していたが、A が B の勤務先に送信した侮辱や卑猥な内容のメールを 3 月 1 日に知り、それについて大きな羞恥心と絶望を感じ、症状が深刻化していった。同日午後、B は自殺を企図したが思いとどまった。翌日、B は重いうつ病エピソードの診断を受け、入院治療をすることになったが、4 月 29 日に特に改善することなく退院した。その後も外来治療が継続されたが、7 月 13 日に、B は両親宛に A との出来事が自殺の原因であるとする内容の遺書を書いていた。なおも B が自殺念慮を抱いていることから、8 月 10 日から 10 月 9 日までクリニックで通院と一時入院による治療がなされたが、PTSD と急性の重いうつ病エピソードによるうつ病性障害の再発と診断され、症状は改善しなかった。B はそれ以上の入院治療を拒み、最終的に、2015 年 11 月 9 日に首つり自殺をした。

以上の事実関係のもと、シュトゥットガルト地方裁判所は、脅迫罪などとつきまとい致死罪の成立を認め、5 年 6 月の自由刑の有罪判決を下した。これに対し、A は上告した。

---

①　相手方に空間的に接近する

②　遠距離通信手段やその他の通信手段を用いて、または第三者を通じて相手方に連絡を試みる

③　相手方の個人情報を濫用して、

　a)　その者のために商品やサービスの提供の注文をする

　b)　第三者に相手方と接触させる

④　相手方を、本人、その親族またはその他の近しい者の生命、身体の完全性、健康もしくは自由に害を加える旨告知して脅迫する

⑤　その他相当する行為を行う

（※ 第 2 項以下は変更なし。）

2.2. 決定要旨（上告棄却）

(1) 結果的加重犯の判断方法と被害者が自殺した場合の処理

■ 238 条 3 項のつきまとい致死罪は結果的加重犯であり、連邦通常裁判所の確立した判例によれば、基本犯の実現と死亡結果の間の単純な因果関係では構成要件の充足にとって十分でない。結果的加重犯は、両者の間の特殊な因果関係を要する。

■ この危険特殊連関の要件は、当該構成要件の意味と目的にしたがい、個別に見出されるものである。「238 条 3 項の場合、特殊な因果関係は、つきまとい被害者の死がつきまといによって惹起された生活形成の重大な侵害の直接的な結果であるときに、存在する。つきまといに内在する特殊な危険が死亡結果に現れていなければならない。」

■ 「238 条の犯罪構造と規範の保護目的によれば、つきまといの場合、構成要件上特殊な関係は、被害者の行為の動機が基本的構成要件の実現に起因するとみなしうるものであり、かつ、これが被害者の自損行為の主たる動機であったときに、肯定される。」

■ したがって、B の精神科治療の拒絶も、被告人のつきまとい行為の終了から約 8 ヶ月後の自殺も、危険特殊連関の承認に何ら変更を加えるものではない。

(2) 238 条の規範の意味と保護目的

■ 238 条 1 項の基本犯は、条文に個別に規定されたつきまとい行為の影響による、つきまとい被害者の自損行為からの保護を目的とする。そして、「本規定の不法の核心は、行為者の影響による被害者の生活形成における自律の制約である。この影響は通常は精神的な性質のもの」である。

■ そして、これは、「238 条 3 項の結果的加重犯にも妥当する。他の結果的加重犯の場合には、被害者の自殺は死亡結果の帰属を、自己答責的な行為の原則にしたがって、個々の保護目的を考慮して個別事例において排除しうるとしても、このことは 238 条 3 項の場合には……、規範の意味と目的、また自損行為からの保護を目的とする 238 条 1 項の基本犯との体系的な関係によれば、妥当しない。むしろ、自殺という自損行為によって惹起された死は、238 条 1 項の意味における被害者の生活形成の重大な侵害の（究極的な）段階を意味するにすぎず、それは立法者の意思によれば加重結果としてより重い処罰がなされるべきである」。

■ 「被害者の行為は、つきまといの精神的な結果であるので、法的意味において不任意なものとして行為者に帰属されると 238 条 1 項が捉えていることから、徹底的なつきまとい行為によって深刻化した PTSD に苦しむ被害者が――本件のように――医師による治療を拒絶し、自殺した場合でも、行為の主たる動機の関連を越えて、つきまといと死亡結果の間の危険特殊連関を限定する余地はない。」

2.3. 本決定の意義と特色

■ つきまとい被害者の自殺ついて被害者の自由答責性を問わないとした

- ○ 238 条の規範の保護目的（つきまとい被害者の自損行為からの保護）に鑑みて、被害者の自殺による死亡という加重結果の帰属を肯定
- ○ 被害者の自由答責性の有無について認定していない

■　つきまとい致死罪における危険特殊連関を示した

○　動機帰属連関

「238 条の犯罪構造と規範の保護目的によれば、つきまといの場合、構成要件上特殊な関係は、被害者の行為の動機が基本的構成要件の実現に起因するとみなしうるもので、かつこれが被害者の自損行為の主たる動機であったときに、肯定される」

3.　つきまとい致死罪をめぐる議論状況

3.1.　結果的加重犯としてのつきまとい致死罪の構造

■　つきまとい致死罪の類型[2]

①　行為者から逃走する際に死亡する場合

②　被害者がつきまといによって自殺に追い込まれる場合

■　結果的加重犯の基本的成立要件（ドイツ刑法典 18 条）

○　客観的要件

基本犯と加重結果の間の特殊な因果関係（危険特殊連関：単純な因果関係よりも限定的）

○　主観的要件

加重結果の発生に関する過失

■　つきまとい致死罪（旧 238 条 3 項）の客観的要件について

○　加重結果は基本犯の行為と結果のどちらによって惹起されなければならないのかは不明

○　基本犯（つきまとい罪）の未遂は不可罰

→　基本犯の既遂＝構成要件的結果（「生活形成の重大な侵害」）が必要

生活形成の重大な侵害： ex. 転居、転職、住居の窓の遮光など

○　被害者の自殺と被害者の自由答責性

「つきまといを理由に自殺した被害者の自由な答責性はしばしば疑わしいものであろうこと、また、238 条の構造は、まさに被害者の行為は執拗で権限のないつきまとい行為の（精神的な）結果なので、行為者にそれを法的意味で不任意のものとして帰属されるように作られている」[3]

3.2.　連邦通常裁判所 2017 年決定に関する学説における評価

(1)　Matthias Jahn の見解[4]

■　事実認定上の問題点の批判

○　行為者によるつきまといが自殺の主たる動機であったことをどのように認定するのか

○　被害者の自殺がストーカーの行為に帰属されるべきであるという起訴を支える仮説に基づく、証拠採用の一面的な焦点の設定が懸念される

---

[2] BT-Drs. 16/3641 S.14.

[3] MüKo-Jan Gericke, 2. Aufl. 2012, §238 Rn. 54.

[4] Matthias Jahn, Stalking mit Todesfolge, JuS 2017, S. 1033ff.

→　刑事訴訟の観点において利益原則と相容れない

■　本決定の評価

○　本決定は、基本的構成要件の実現に基づく自殺の「動機上の帰属可能性」という漠然とした可罰性を拡張する新基準によって、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を著しく後退させてしまった

(2)　Hans Kudlich の見解[5]

■　本決定の評価

○　基本的に基本犯の意味と目的および 238 条の刑事政策的な目的設定によれば説得的である

○　どの時点で自損行為に関して十分に強い動機上の意義が基本犯の実現に存在していたのか？

■　本決定の意義としての「被害者保護の改善」という観点

○　本決定は、238 条 3 項では構成要件上の危険連関の点でその他の結果的加重犯よりも広く理解されるという、つきまといに対する被害者保護に関する明快な言明を含んでいる

→　他の結果的加重犯よりも「懲罰的な」危険実現連関の理解の余地を示している

(3)　Stephan Ast の見解[6]

■　自由に対する罪における致死結果の帰属判断に対する批判

○　刑法上重要な結果（死亡）を、つきまとい罪や強要罪のような自由に対する罪に基づいて帰属することは、容易にはできない

■　例外的に被害者の自殺を行為者に帰属できる場合とその要件

○　ある者が自殺したとき、特別な条件下に限り、彼が故意または過失で殺害されたことを問題にすることができる

○　答責的な自由の判断基準は基本的に「同意」の場合とパラレルに捉えるべき

→　うつ病を発症した被害者は、病気の影響で判断が制限されていたので、自殺に関する同意能力があるとはみなされず、自由答責的であるとは言えない

→　それゆえ、被害者の死亡に関して、つきまといによって被害者の不自由を基礎づけたとして、被害者のうつ病の発症を被告人に帰属することで、被告人の答責性を基礎づけうる

(4)　Georg Steinberg の見解[7]

■　連邦通常裁判所の帰属判断に対する批判

○　故意犯の場合、第一行為者に他人の自由答責的な第二行為を帰属することは、第二行為者（自殺者を含む）の自由答責性によって排除されているので、不可能である

---

[5] Hans Kudlich, In den Tod getrieben, JA 2017, S. 713ff.

[6] Stephan Ast, Nachstellung mit Todesfolge – gefahrspezifischer Zusammenhang bei Opfersuizid, NJW 2017, S. 2214ff.

[7] Georg Steinberg, Nachstellung mit Todesfolge, StV 2018, S.247ff.

○　自殺者の自由答責性に帰属遮断効果を認める立場からも、規範の保護目的を引き合いに出す立場からも、つきまとい致死罪に関して連邦通常裁判所の示した帰属要件は、論理的に理解不可能である

■　連邦通常裁判所の決定は結論において支持

○　本件の経過に鑑みれば、被害者の自殺を精神医学の専門家でも素人でも自由答責的な自殺とみなすはずはない

■　被害者が自殺した場合における結果帰属の判断基準としての自由答責性

○　今後も、被害者の自殺の事例において、自殺者の非自由答責性に関する刑事手続的に十分な証明が非常に困難になる懸念はない

→　被害者の非自由答責性の要件の放棄に関して、（現実主義的な意味における）法政策的な必要性は存在しない

(5)　検討

■　連邦通常裁判所の判断方法の問題点

連邦通常裁判所が示した動機帰属連関の要件は、つきまとい致死罪において単純な因果関係を限定する機能を果たしうるか？

○　動機上の関連性がどのような事情によって認定されているのか判然としない

○　被告人側がその他の自殺に至るより強い要因を証明しない限り、つきまとい行為者は事後に被害者等に生じた加重結果について刑事責任を免れないことになる

→　危険特殊連関に要求される加重結果の帰属を単純な因果関係よりも限定する機能を果たさないばかりか、むしろ、ベルサリ原則への回帰を意味することになる

■　精神的な侵害と被害者の自由答責性

238 条 1 項の不法の核心が「行為者の影響による被害者の生活形成における自律の制約」にあり、それが「精神的な性質」のものであるとして、そのことから被害者の自由答責性を度外視する必然性はない

○　精神的な侵害が 238 条に固有の不法を基礎づけ、それが同条 3 項における基本犯と死亡結果との危険特殊連関を基礎づける（238 条全体を整合的に把握しうる）

3.3.　つきまとい罪と精神的完全性に対する侵害

(1)　Georg Steinberg の見解[8]

■　逃走事例（被害者の自殺を含む）における帰属判断の要点

○　被害者に非常にリスクが高く、最悪の場合には自殺のような逃走を試みさせるのは精神的な例外状況である

○　被害者の逃走により加重結果が惹起される場合の一般的な解決は、行為者によって惹起された被害者の精神的な例外状況や葛藤状況を解釈論に取り込む場合にのみ、矛盾なく可能になる

[8] Georg Steinberg, Psychische Verletzung mit Todesfolge, JZ 2009, S. 1053ff; ders., Strafe für das Versetzen in Todesangst, 2014; ders., Die missratene Anderung des §238 StGB, JZ 2017, S. 676ff.

■　精神的完全性に対する侵害の構成要件の導入の必要性の主張

○　ドイツの現行法では精神的完全性に対する侵害は解釈論上独立した保護を受けておらず、自由に対する罪において構成要件要素として断片的に保護を受けているに過ぎないが、個別の犯罪における帰属判断においても、十分にそれを捉えられていない

→　精神的完全性に対する侵害の構成要件の導入

- 法益論の観点：
  精神的完全性に対する刑法上の保護は、これを快い「感情」の集合としてではなく、人間の健康の統合的な一部として理解するならば、何ら異論を唱えられないはずである
- 解釈論の観点：
  精神的侵害に関する憲法上も解釈論－構成要件上も必要とされる明確性について、精神病理学や診断学の知見によってクリアされる

■　つきまとい罪との関係

○　立法者や判例による旧238条の構成要件的結果の「客観化」は、精神的に繊細な被害者に容認しがたい方法で刑法的保護を与えていないだけでなく、神経過敏というスティグマによる負荷を負わせることになり、ストーキング被害者の精神的な侵害を解釈論上取り込むことに失敗している

→　つきまといによる被害の実態は被害者の精神的な侵害であり、「重大な精神的侵害」をつきまとい罪の法益侵害結果と認めることで、実態に適った解釈適用が可能になる

(2)　René Bloy の見解[9]

■　精神的完全性の保護についての伝統的な見解

○　個人的法益に対する可罰的な攻撃は当該法益保有者の人格に対する犯罪であるが、人格の刑法的保護は一定の明確に輪郭を描かれた範囲に限定されることに固執すべきである

○　人格は、身体的完全性、社会的完全性そして精神的完全性に細分化できるが、そもそも人格の精神的完全性の保護は断片的な性質のものである

→　したがって、身体の健康が限られた要件のもとで保護されるのは正当であり、「他者を害するなかれ」という要請は精神的完全性の場合には妥当しえない

- 犯罪被害者は皆、精神的ストレスを負うのであって、被害者に特に精神的障害を加えるような犯罪の場合は、これはせいぜい量刑にとって重要な付随現象である

(3)　検討

■　精神的完全性の保護の刑法上の取り扱いについて

○　伝統的な見解では、精神医学的な診断によって把握可能な重大な精神的障害の刑法的評価は考察の対象になっていない

---

[9] René Bloy, Der strafrechtliche Schutz der psychischen Integrität, FS-Eser, 2005, S. 233ff.

→　この間に精神医学の分析も精緻になってきており、刑法に限らず PTSD 等の診断を法的評価に取り入れることが可能になってきているといえるのでれば、現代の隣接科学の知見も取り入れた解釈論や立法論も支持されるべきであるように思われる

■　連邦通常裁判所 2017 年決定の判示と 238 条の「生活形成の重大な侵害」の解釈

○　連邦津城裁判所は、重篤な精神的障害を負った被害者の自殺による死亡結果を、正当にも、「238 条 1 項の意味における被害者の生活形成の重大な侵害の（究極的な）段階を意味する」としている

→　この認定を前提にすると、究極的段階である自殺による死亡の前段階である重大な精神的障害によって自由な生活形成ができない状況を「生活形成の重大な侵害」と評価する余地がある

→　精神的侵害に対する刑法的評価の視点を、238 条の解釈において取り入れることが可能である

4.　日本における刑事責任の問い方に関する検討

4.1.　解釈論として ── 傷害致死罪（204 条）としての構成の可能性？

■　刑法における「傷害」の意義

○　人の生理的機能に障害を与えること（生理的機能障害説：通説・判例）。

○　生理的機能の障害に精神的機能の障害も含まれる

※　最高裁判所平成 24 年決定[10]

被告人が、1 年余りの間に 4 回にわたり、各被害女性を、ホテルの客室や被告人方居室等に誘い込み、暴行や脅迫を加えるなどして監禁し、その結果、被害女性 4 名に重篤な PTSD を負わせた事案

「監禁行為やその手段等として加えられた暴行、脅迫により、一時的な精神的苦痛やストレスを感じたという程度にとどまらず、……医学的な診断において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していることなどから精神疾患の一種である外傷後ストレス障害（以下「PTSD」という。）の発症が認められたのである。……上記認定のような精神的機能の障害を惹起せしめた場合も刑法にいう傷害に当たる」

■　傷害の手段 ── 無形的方法による傷害

○　暴行によらない傷害の実行行為性も認められる

※　最高裁判所平成 17 年決定[11]

被告人が、約 1 年半にわたり、自宅から隣家に居住する被害者らに向けて、同人に精神的ストレスによる障害が生じるかもしれないことを認識しながら、連日昼夜を問わずラジオの音声や目覚まし時計のアラーム音を大音量で鳴らし続ける等することで精神的ストレスを与え、全治不詳の慢性頭痛症、睡眠障害、耳鳴り症を生じさせた事案

[10] 最決平成 24 年 7 月 24 日刑集 66 巻 8 号 709 頁。

[11] 奈良地判平成 16 年 4 月 9 日刑集 59 巻 2 号 67 頁、大阪高判平成 16 年 9 月 9 日刑集 59 巻 2 号 73 頁、最決平成 17 年 3 月 29 日刑集 59 巻 2 号 54 頁。

「傷害罪の実行行為は、人の生理的機能を害する現実的危険性があると社会通念上評価される行為であって、そのような生理的機能を害する手段については限定がなく、物理的有形力の行使のみならず無形的方法によることも含むと解される」として実行行為性を認めた第一審判決を是認

■　最高裁判所平成 17 年決定による実行行為の理解とストーカー行為罪

最高裁判所平成 17 年決定の評釈[12]

○　「本件は、個々の単一行為のみではそのような危険性が認めることができず、傷害の実行行為とはいえない場合でも、長期にわたり音声を流し続ける一連の行為を全体として捉えて実行行為性を認めたものと解される」

→　この長期間に反復される一連の行為という性質は典型的なストーカー行為も有する

- ストーカー規制法 2 条 1 項各号のつきまとい等を反復すること（ストーカー行為）により、被害者に PTSD やうつ病等の精神的障害を発症させた場合にも、ストーカー行為罪とは別に、傷害罪が成立しうる

※　神戸地裁平成 21 年判決[13]

被害者に対して約 7 ヶ月にわたり 1000 通以上の電子メールを送信したり、連続して執拗に電話をかけたり、身辺につきまとう等のストーカー行為や名誉毀損行為を繰り返したことによって、精神的ストレスにより被害者に全治不詳の適応障害およびうつ病性障害を発症させた事案について、無形的方法による傷害罪の実行行為に該当するとして傷害罪が成立。

■　ストーキング被害者の精神的障害に起因する被害者の自殺と傷害致死罪

○　つきまとい等の反復により相手方に精神的障害を生じさせることが傷害罪に当たるのであれば、その精神的障害に起因して被害者が自殺に追い込まれたと認められる場合に、傷害致死罪が成立する余地がある

○　被害者の自由答責性の観点を放棄すべきでないとするならば、このような場合における傷害致死罪の成否について、被害者の自殺が自由答責的なものであったか否かが分水嶺になる

■　傷害致死罪として構成する場合の前提問題 ―― 「傷害」の故意の認定

○　基本犯であるストーカー行為について「傷害」の故意が認定されなければならない

※　最高裁平成 17 年決定（前掲）

「精神的ストレスによる障害を生じさせるかもしれないこと」の認識で傷害罪の故意を認めている

→　ストーカー行為による傷害罪についても、つきまとい等の行為時に、「単純な」ストーカー行為の故意ではなく、「精神的障害を発生させうる」ストーカー行為の故意（＝傷害の故意）が認められない限り、基本犯である傷害罪は成立せず、それゆえ結果的加重犯である傷害致死罪も成立しない

---

[12] 島岡まな「暴行によらない傷害」山口厚・佐伯仁志編『刑法判例百選Ⅱ』（有斐閣・2014 年）15 頁。

[13] 神戸地判平成 21 年 4 月 17 日 LEX/DB25440925。本件では、ストーカー行為罪、名誉棄損罪および傷害罪の成立が認められている。

4.2. 立法論として ── ストーカー行為致死罪のストーカー規制法への導入？

■ ストーカー行為致死罪の導入とその解釈

○ その規定の解釈適用（結果の帰属判断）にあたっては、傷害致死罪として構成する場合とほぼ同様のことが妥当する

○ ただし、基本犯の故意の認定については、基本犯が無形的方法による傷害罪ではなくストーカー行為罪になるので、その認定が容易になる

■ ストーカー規制法の保護法益・規制対象との整合性

○ ストーカー行為罪の保護法益：「個人の身体、自由および名誉」あるいは「生活の安全と平穏」

➞ ストーカー行為による精神的障害ないし精神的障害に起因する被害者の自殺を、このような法益理解との関係でどのように捉えるか（法益関連性）

○ ストーカー規制の規制対象：ストーカーによる刑法典上の罪に該当しない周縁の行為に対する規制

➞ 徹底したストーキング（「傷害罪」に該当しうる）による自殺への追い込みのような致死類型までをストーカー規制法で対処するべきか疑問

5. おわりに

【参考文献】

四條北斗「ストーキング被害者の自殺への追い込みの刑事責任――つきまとい致死罪（ドイツ刑法典 238 条 3 項）と動機帰属連関――」大阪経大論集第 71 巻第 4 号（2020 年）47 頁以下

同　「ドイツ刑法典 238 条（つきまとい罪）の 2017 年改正について」大阪経大論集第 70 巻第 1 号（2019 年）45 頁以下

同　「『漸次犯』という概念について――ストーキングに対する構成要件と実行行為――」東北学院法学第 73 号（2012 年）243 頁以下

同　「ストーキングに対する構成要件の正当化ないし正統性について――Kristian Kühl の見解を中心に――」東北学院法学第 75 号（2014 年）156 頁以下